

総 説

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」と
文部科学省の取組について

文部科学省

I はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。

政府では、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化の方針」という）を取りまとめ、令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としている。文部科学省では、子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとするさまざまな取組を進めている。

II 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（注1）について

1. 経緯

平成29年7月に性犯罪に関する刑法改正が行われ、施行後3年を目途として、検討規定が設けられた。これを踏まえ、法務省においてワーキンググループが立ち上げられ、性犯罪の実態等に関する調査を行い、令和2年3月31日にとりまとめが発表された。

法務省が行ったヒアリングでは、刑法、刑事訴訟法等に関する見直しを求める声に加え、再犯の防止、被

害者支援の充実、教育・啓発など幅広い取組を求める声があった。このため、法務省において「性犯罪に関する刑事法検討会」（有識者会議）が発足（6月4日に第1回を開催）するとともに、性犯罪・性暴力対策全体については、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）（当時）の下、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省の局長級から構成される「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を4月2日に立ち上げ、6月11日に、「強化の方針」が取りまとめられた（図1）。

注1 「強化の方針」の全文は、以下の内閣府男女共同参画局HPにて参照可能。 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html

2. 概要

「強化の方針」は、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、その第一歩として、今後の取組方針を示したものである。刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実や、加害者対策、教育・啓発の強化等の総合的な対策としている。文部科学省の関係では、生命（いのち）を大切にする、子供が性犯罪・性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないための「生命（いのち）の安全教育」の推進（「水着で隠れる部分」や、SNSの危険性、「デートDV」等について教育すること）や、

学校等で相談を受ける体制の強化，わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分等の内容が盛り込まれた。これから，それぞれの概要について紹介したい(図2)。

Ⅲ 学校等で相談を受ける体制の強化

児童生徒の性犯罪・性暴力被害に適切に対処するためには，児童生徒の悩みや不安などを受け止めて，速やかに相談できるよう教育相談体制を整備することが重要である。そのためには，学級担任，養護教諭，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教職員が，地域の関係機関等とも連携し対応に当たることが求められる。

文部科学省ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るため，令和4年度予算においても，全公立小中学校に対するスクールカウンセラーの配置(2万7,500校)に加え，全中学校区に対するスクールソーシャルワーカーの配置(1万中学校区)に必要な，基礎配置に係る経費を計上している。これに加えて，特に課題に応じた対応が必要な学校では，配置時間を倍とする重点配置が可能となっており，例えば，虐待対応に関しては，スクールカウンセラーで1,500校分，スクールソーシャルワーカーで2,000校分の重点配置に係る経費を支援し，性的な被害への対応も含めた教育相談体制の強化に努めている。

スクールカウンセラーは臨床心理士，公認心理士の資格保有者が多く，心理の専門家として，児童生徒の心のケアやカウンセリングに対応している。例えば，スクールカウンセラーが日常的に児童生徒との信頼関係を築いていたことで，性的な被害に関する相談につながり，関係機関との連携のもと，児童生徒への適切な支援に繋ぐことが出来たという事例や，家庭において性的虐待を受けた生徒に対して，スクールカウンセラーが保護者を通して心療内科の担当医からの診療情報提供書を入手し，医療の視点を取り入れたカウンセリングを進めた例などが報告されている。

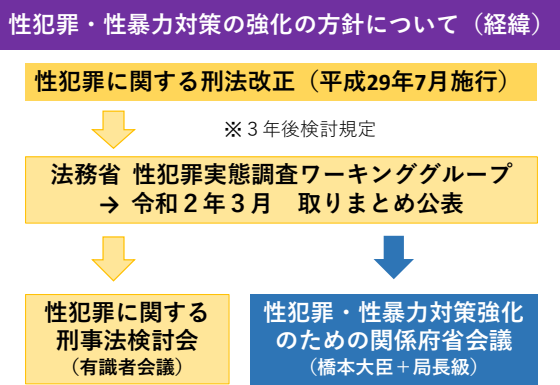


図1 性犯罪・性暴力対策の強化の方針について(経緯)

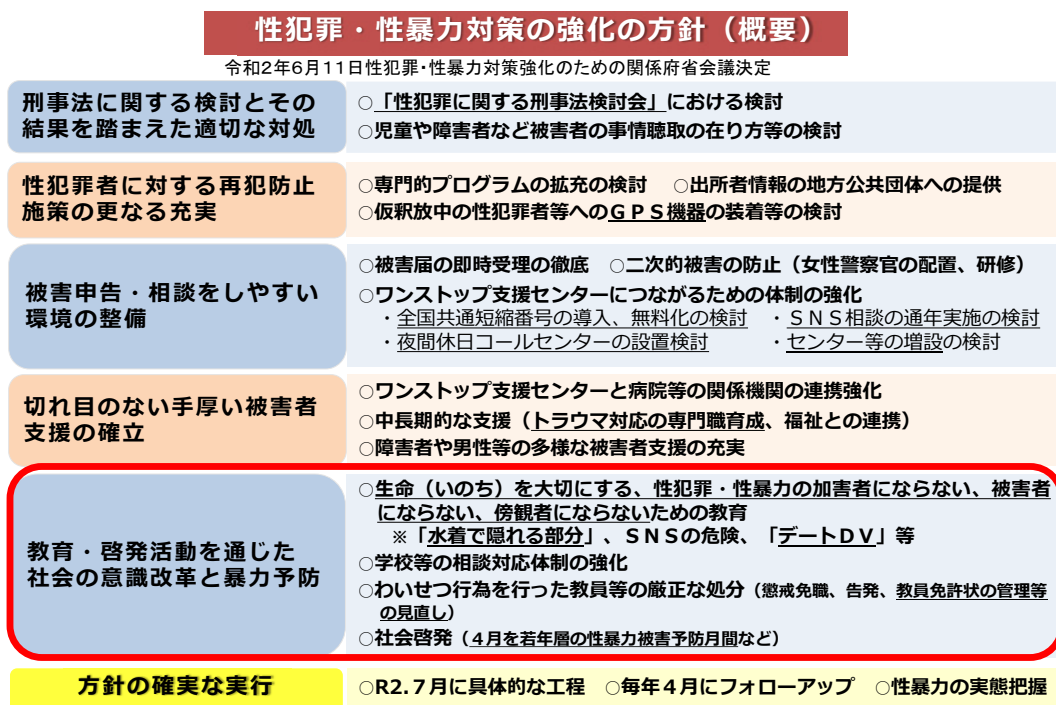


図2 性犯罪・性暴力対策の強化の方針(概要)

また、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格保有者が多く、福祉の専門家として、医療機関を含めた関係機関と連携し、福祉の支援の充実を担っている。例えば、父親からの性的虐待の疑いのある中学女子生徒についてのケース会議にスクールソーシャルワーカーが参画し、家庭児童相談担当との連携の中で、父親に対する注意喚起につなげた例や、性的な被害を含むいじめ事案において、スクールソーシャルワーカーが学校に対して具体的な助言や支援を行ったことで、当該児童は不安がある中でも休まず登校し、学校生活でも笑顔が見られるようになった例などが報告されている。この他、教職員支援機構が令和3年度に実施した各教育委員会等関係者を対象とした研修においても、性被害に関する教育相談について内容を追加し、研修内容の充実を図るなどの取組も実施している。

さらに、文部科学省が作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）においては、教職員が性的虐待を含めた児童虐待を早期発見し、適切に対応するための留意点を示している。例えば、被害の早期発見のためには、日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて兆候等を把握することが重要であり、特に健康診断においては被害を早期に発見しやすい機会であることに留意する必要があると解説している。また、虐待の兆候を把握する上では、チェックリストを活用したり、学校医や学校歯科医とも連携して対応に当たったりすることが有効である。

虐待が疑われる子供への初期対応の留意点としては、以下の項目を示している。

①チームとしての対応

学校には、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ、継続的に連携して対応することが求められ、必要に応じて学校医や学校歯科医に助言や協力を求めることも有効である。

②「疑い」の段階からの早期対応

特に性的虐待が疑われる場合等は、すぐに一時保護する必要性が高いと考えられ、児童相談所等に速やかに通告する。

③具体的記録

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけ

どなどさまざま）がある場合、養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録する。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列に本人の発言内容も含めて具体的に記録する。

一方で、性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要である。そのため、養護教諭をはじめとする教職員は、発見・対応が難しいといった性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておく必要がある。具体的には、性的虐待は他の虐待と比べて外見的な証拠が見つかることが少ない上、子供自身もその事実を否認する事例もある。実際に見付かるケースとしては、幼児や小学校低学年では、子供の性に関わりのある言動によって、中学生・高校生では、子供が信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多い。また、年齢が高くなるほど精神症状や問題行動が多発し、対応が困難になることが多い。そして、子供の心身に与える影響も深刻である。そのため、性的虐待が疑われる場合には、管理職に直ちに情報共有を行い、学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告することが求められる。

文部科学省としても、引き続き、学校における相談体制の一層の強化をはじめ、「チーム学校」として、関係機関とも連携した対応がなされるよう努めてまいりたい。特に学校医や学校歯科医、地域の医療関係者の方々におかれては、健康診断等における早期発見・早期対応や、専門的な立場からの助言指導、また、通告時・通告後における学校・関係機関との連携した対応などの協力をお願いしたい。

IV 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員等の厳正な処分

教員による児童生徒等に対する性暴力等については、令和2年度に性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた教員は200人となっており、児童生徒に対する性犯罪・性暴力を行い、懲戒処分を受けた教員は96人であった（うち免職91人、停職5人）（表1）。児童生徒に対する性暴力等については、教員として絶対に許されないものであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、厳正な対応をするとともに、告発を遺漏なく行うよう各教育委員会に対し指導を徹底している。また、児童生徒とSNS

表1 公立学校教育職員に係る懲戒処分等の状況について（令和2年度）

（単位：人）

処 分 事 由	① 懲戒処分		② 訓告等	合計 (①+②)	(参考) 最近10年間で最も多かった件数(年度)	
		前年度比				前年度比
交通事故	157	▲47	1,975	2,132	▲355	3,225 (H24年度)
争議行為	0	0	0	0	0	8 (H24年度)
体罰	104	▲38	289	393	▲157	3,953 (H25年度)
性犯罪・性暴力等	178	▲50	22	200	▲73	282 (H30年度)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	59	17	27	86	25	355 (H22年度)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	2	1	0	2	▲1	52 (H23年度)
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	15	▲1	245	260	▲53	837 (H26年度)
パワーハラスメント等教職員同士のトラブルに係るもの	12	5	41	53	26	53 (R2年度)
その他の服務違反等に係るもの	183	▲7	791	974	12	4,680 (H24年度)
合計	710	▲120	3,390	4,100	▲576	10,828 (H24年度)

(注) 個人情報の不適切な取扱いは、平成17年度から項目を設定。パワーハラスメント等教職員同士のトラブルに係るものは、平成30年度から項目を設定。「性犯罪・性暴力等」は、令和元年度以前は「わいせつ行為等」。

等による私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること、執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的対応、教員や児童生徒を対象としたアンケートの実施などによる実態把握や効果的な研修の工夫など、児童生徒等に対する性暴力等の防止に向けた予防的な取組等を強化するよう各教育委員会に対し指導を行っている。さらに、教員採用権者におけるより適切な採用選考に資するよう、過去に懲戒処分等を受けて教員免許状が失効となった教員について、「官報情報検索ツール」における懲戒免職処分等を受けたことによって免許状が失効・取上げとなった事実の有無の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長したほか、教育職員免許法施行規則を改正し、教員免許状の失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的理由等を官報公告事項として規定するなど、実効的な方策を講じてきているところである。

令和3年には、議員立法により「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が衆参全会一致で成立し、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行された。本法により、教育職員等による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員・児童生徒等に対する啓発、児童生徒等への性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等（児童生徒等への性暴力等を理由として

禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職・解雇となつて教員免許状が失効した者）に関するデータベースの整備、都道府県教育委員会による本データベースへの情報の迅速な記録、教員採用権者等による本データベースの活用義務、特定免許状失効者等に対しては、再び教員免許状を授与するのが適当であると認められる例外的な場合を除き、免許状は再授与しないこととする特例などの教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。

また、文部科学省においては、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を令和4年3月に策定した。文部科学省においては、引き続き、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、本法に定められた施策の実施に全力を尽くしてまいりたい。

V 「生命（いのち）の安全教育」について

1. 経緯

性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与えるものである。「強化の方針」に示されたとおり、レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすことが知られている。加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖父母や兄弟等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続

することも多いと言われている。また、子供のうちは性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気が付き、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合がある。

「強化の方針」を踏まえ、内閣府と文部科学省は共同で、令和 2 年度に子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」調査研究事業（注 2）を実施し、各地の取組事例について調査を行うとともに、有識者から成る検討会において、「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に活用できる教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行った。令和 3 年には、幼児期・小学校・中学校・高校と、それぞれの子供の発達段階に応じて各学校の授業で活用可能な教材や動画、大学生・一般向けの啓発資料等を文部科学省ホームページ（注 3）にて公表した。

2. 概要

「生命（いのち）の安全教育」とは、生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための教育のことを指している。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命（いのち）を大切にすることを、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす取組を推進している。

「生命（いのち）の安全教育」の教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外のさまざまな活動を通じた活用が考えられる。教材は、文部科学省ホームページにてパワーポイント形式でダウンロードが可能であり、また、教材の内容については、各学校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除や改変を行った上で使用できる。さらに、各学校段階に応じたねらいや授業展開例、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、相談機関の連絡先、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した、指導の手引き（注 4）も併せて作成しており、これらの取組により、地域の実情に応じて、段階的に教育の現場に取り入れられるよう、取組を推進している。

また、文部科学省では、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用したモデル事業を実施しており、

令和 3 年度は、全国 13 か所に委託し、計 49 校で事業を展開した。令和 4 年度も引き続き、モデル事業を実施しており、今後、本事業を通じて収集した各学校等の指導事例を、事例集としてとりまとめる予定である。「生命（いのち）の安全教育」の最新情報は、文部科学省ホームページ（注 5）にて随時更新しているところであり、適宜参照されたい。

注 2 子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」調査研究事業報告書については、以下の内閣府男女共同参画局 HP を参照されたい。https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_inochi.html

注 3 「生命（いのち）の安全教育」の教材や動画、指導の手引き等は、以下の文部科学省 HP に掲載している。https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

注 4 「「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き」。https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_7.pdf

注 5 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 指導上の配慮・留意事項

「生命（いのち）の安全教育」の指導にあたっては、すでに性暴力被害を受けている児童生徒等がいる可能性があることを意識する必要がある。授業の中で、被害を軽く見ることや、被害者の行動を非難することなど、理解のない言動で被害者が心や体をさらに傷つけられる二次被害を受けることがないように配慮が必要であることに留意されたい。

授業では、性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童生徒等がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる児童生徒等がいれば、授業中の様子を特に注意深く見守ることが望ましい。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童生徒等の様子を見て適宜フォローし、過去に性暴力に遭った児童生徒等がいることを把握している場合は、授業前に個別に声をかけて、授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝えることが重要である。

4. 児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント

授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けて



図3 生命（いのち）の安全教育教材（幼児期）から抜粋

いることを開示してくる可能性があり、そうした場合の対応を、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等の校内の関係者で事前に検討しておくことが望ましい。

被害開示を受けた場合は、児童生徒が安心して話せる場所で、最初の段階では「誰に何をされたか」を聞き取り、最後に「話してくれてありがとう」と伝える。詳細については無理に聞きすぎず、必要に応じて専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する必要がある。また、家族や、学校の他教員、専門機関にどこまで情報を共有してよいかについて、本人に同意をとり、聞き取りの際は、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことか」と言い換えることが必要である。（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうため、感情的な対応にならないよう留意が必要である。

また、他の教職員に同じ話を聞かれて、被害体験を思い出させられることはトラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあるため、もう一度同じ話を聞くことは避ける。聞き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（スクールカウンセラー含む）が対応することが望ましい。

被害児童生徒は、心身に大きな傷を負い、寝られない・食べられない等の身体症状やさまざまなトラウマ反応が現れることがある。教職員が、性暴力の被害者

にそのような反応が起きることを理解した上で、被害児童生徒に対して自然な反応であることを伝えることで、不安をやわらげることが心のケアにつながる。また、担任が養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して対応することが肝要となる。被害児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、理解することが重要である。

5. 教材の主な内容

各教材の主な内容は、次のとおりである。中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例や、配布資料として活用できる相談先の資料を掲載している。

○ 幼児期（図3）

- ・自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること

- ・自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けられること

- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること 等

※教材を紙芝居形式にして活用する。プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。

○ 小学校（低・中学年）（図4）

- ・自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。

- ・自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切なと



図 4 生命 (いのち) の安全教育教材 (小学校 (低・中学年)) から抜粋

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのかな？

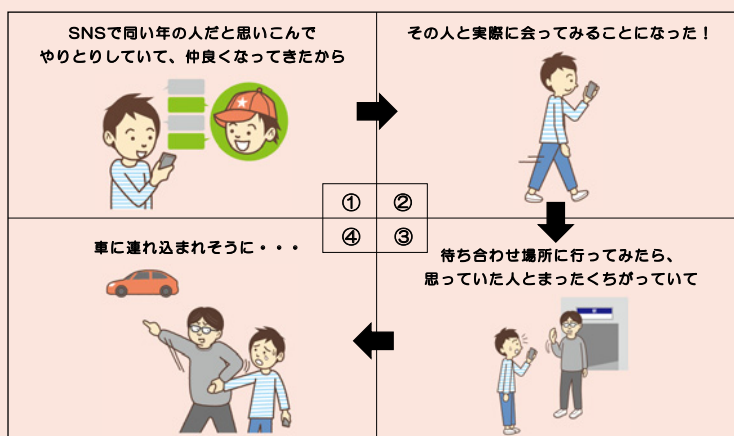


図 5 生命 (いのち) の安全教育教材 (小学校 (高学年)) から抜粋

ころを守るルールを理解できるようにする。

・自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。 等

○ 小学校 (高学年) (図 5)

小学校低・中学年までの内容に加えて、

・心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。

・SNSで見えない相手とつながることの危険について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。 等

○ 中学校 (図 6)

・距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

・性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

・お互いの気持ちを尊重し、よりよい (望ましい) 人間関係を構築しようとする態度を養う。 等

○ 高校 (図 7)

・距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

・性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性、

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。 ● 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。 	<p>こんな思い込みをしていませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現 愛があれば暴力は許される 男は強引なほうがいい女は素直にしたがうもの 	<p>親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分がいやだと思ったことはいやと言える ● 相手がいやがることはしない 	

図6 生命（いのち）の安全教育教材（中学校）から抜粋

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまましないで信頼できる人に相談しよう



図7 生命（いのち）の安全教育教材（高校）から抜粋

セクシュアルハラスメント、JK ビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようにする。

・二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようにする。等

○ 高校卒業直前，大学，一般（啓発資料）（図8）

・性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な

事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。

・性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったとき取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。等

○ 特別支援学校

障害の状態等を考慮し、指導内容や指導方法を工夫

● 性暴力とは

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、自分で決めることができます。**望まない性的な行為は、すべて性暴力にあたります。**

あなたや周りの人は、自分の心と体を尊重される権利を持っています。
性暴力は、その権利を著しく侵害するものです。
被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

性暴力は決して許されないものであり、被害者は悪くありません。
※性暴力は、刑法の処罰の対象となり得ます。

どのような性暴力があるの？（例）

同意のない性的な行為


■ 同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等



■ 痴漢



■ アルコールや、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力



■ SNS等を通じた性被害



**セクシュアルハラスメント
(他人を不快にさせる性的な言動)**

じろじろ見られて嫌だな

しつこくデートに誘われる

肩を揉まれたけど嫌だな

性的なからかいを受けて嫌だな

アダルトビデオ（AV）への出演強要等の性産業への望まない従事



図8 生命（いのち）の安全教育啓発資料（高校（卒業直前）、大学、一般）から抜粋

する。特に知的障害のある児童生徒等に対しては、

- ・自分と相手の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。

- ・「じぶんのからだ」も「ほかのひとのからだ」も大切であることを理解し、安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。

- ・嫌な触られ方をしたときや、自分の心と体が守られていないと感じたとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

VI おわりに

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」と文部科学省の取組について、概要を説明してきたが、各位におかれても、当該方針について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について、引き続き協力をお願いしたい。

（参考資料一覧）

- ・性犯罪・性暴力の強化の方針の決定について（令和2

年6月12日付文部科学省通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210406-mxt_kyousei02-000014005_1.pdf

- ・子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（令和3年4月16日付文部科学省通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf

- ・内閣府広報誌「共同参画」（令和2年7月号）
<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202007/pdf/202007.pdf>

- ・内閣府広報誌「共同参画」（令和3年8月号）
<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2021/202108/pdf/202108.pdf>

- ・令和3年度版 人権教育・啓発白書
<https://www.moj.go.jp/content/001352838.pdf>